

○当院は保険医療機関の指定を受けています。

○当院は厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、九州厚生局長に届出を行っています。

- * 医療 DX 推進体制整備加算

- * ニコチン依存症管理料

- * 神経学的検査

- * CT 撮影及び MRI 撮影 MRI (1.5 テスラ以上 3 テスラ未満)

- * 外来・在宅ベースアップ評価料 (I)

- * 明細書発行体制等加算

- * 夜間・早朝等加算

○領収書について

個別の診療報酬算定項目のわかる明細書を無料で発行しています。

(公費適用の方で自己負担がない場合でも発行しています。)

○一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。そのなかで、当院では後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名でなく薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。一般名処方とはお薬の商品名ではなくお薬の有効成分を処方箋に記載することです。

長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合に患者の希望を踏まえ処方等をした場合は選定療養として自費分が発生する場合があります。

○生活習慣病管理料 (I) (II)

今までの特定疾患療養管理料・特定疾患処方管理料が算定されなくなり、療養計画書の作成を行い診療していきます。

○医療 DX を通じて取得した情報等を活用して、質の高い医療を提供できるように取り組んでいます。

電子処方箋を発行しています。